

令和8年度 農産物6次化推進事業補助金募集要項

1 補助制度の目的

猪苗代産農畜産物を活用し、6次産業化（農畜産物の生産から加工、販売までの一連の経済活動）を行う農業者や農業団体等に対し、農産加工品の開発や販路拡大を支援し、付加価値の高い農業への取り組みを促進することによって、販売力の強化と地域経済の活性化を目指します。

2 補助対象となる事業

農業者や農業団体等が行う、猪苗代産農畜産物を活用した農産加工品の開発及び販路拡大、並びに、猪苗代産農畜産物を活用した既存の6次化製品のさらなる高付加価値化を目指す事業を対象とします。

3 補助の対象者

- (1) 町内に住所を有する農業者
- (2) 町内に主たる事業所を置く法人、農業団体など
- (3) 町内に住所を有する農業者等と連携し6次化製品の開発等を行う町内に主たる事業所を置く商工業者など

4 補助の内容

- (1) 商品開発支援（開発段階の支援）（1団体（個人））
 - 補助金額：事業経費（税抜）の2/3（上限10万円、千円未満切捨）
 - 補助対象経費：商品開発や販路拡大、高付加価値化にかかる経費（原材料費、外部専門家等の招聘に要する経費、委託費、リース費、備品購入費、工事費など）
- (2) 補助対象の期限：令和9年2月28日までに事業を完了すること。（支払いを含む。）
- (3) 補助金の支払い：原則事業完了後
- (4) 補助の対象とならない経費
 - ①土地及び建物の購入または借り上げ料等に係る経費
 - ②既存設備・機械の使用料、公租公課、光熱水費等
 - ③食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
 - ④他の用途と併用となっている旅費
 - ⑤販売する製品に係る経費（試作品は除く。）
 - ⑥製造及び販売機器等の備品買い替え経費

5 募集期間

施行日から令和9年1月29日
（ただし、予算がなくなり次第終了）

6 提出書類

- (1) 交付申請書、同意書（町税滞納有無確認）、その他必要書類（内容により添付書類が異なりますので、事前に農林課へお問い合わせください。）
- (2) 役員名簿、構成員名簿、定款・規約・規程等（団体の場合）

7 審査

交付の決定については、事業の趣旨、計画の的確性・実現の可能性、将来性等の観点から総合的に判断します。